

入 札 説 明 書

山形県給与等システム運用管理業務の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局等」という。）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県総務部総務厚生課業務システム係

電話番号：023(630)3337 E-mail: somusys@pref.yamagata.jp

2 入札参加者の資格

- (1) 入札公告の「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 入札公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認の手続

- (1) 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の交付

ア 交付期間及び時間

入札公告の日から令和8年8月31日（月）までの土、日曜日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（ただし、最終日にあつては、午後4時までとする。）

イ 交付場所

1に同じ。

ウ 交付書類

次の資料を、CD-Rで配布する。

- 1 入札説明書及び添付様式
- 2 山形県給与等システム運用管理業務委託仕様書
- 3 業務委託契約書（案）
- 4 山形県情報セキュリティポリシー

エ 閲覧資料

- 1 山形県給与等システム運用保守計画書
- 2 山形県給与等システム運用保守ドキュメント等

※上記資料の閲覧を希望する者は、契約担当部局等に対して閲覧申込書（別紙様式第1号）により、事前に申し込みをすること。

(2) 業務及び入札説明

本書の配付によりこれに代える。ウの交付を受けた者は、交付書類受領書（用紙は交付書類受領者へ配付）を提出するものとする。

4 入札参加資格及び応札役務仕様書の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件調達役務に係る応札役務仕様書、その他必要な書類（以下「応札役務仕様書等」という。）を、入札公告で指定された場所へ提出し、入札参加資格及び応札役務仕様書の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

- (ア) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に搭載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号）

- (イ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に搭載されていない者

a 競争入札参加資格審査申請書提出書（別紙様式第3-1号）

b 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局が別に定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）

イ 入札公告の「3の(5)」に係る事項を証明する書類

ウ 応札する役務の仕様に関する書類

- (ア) 競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書（別紙様式第4号）

- (イ) 応札役務仕様書（別紙1）

別紙様式により作成すること。

- ① 調達をする役務の仕様書の内容を網羅していること
- ② 調達する役務の実施に必要な人員体制、機材等設備状況を明示していること。
- ③ 緊急時の連絡体制を明示していること

- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は書留郵便に限る。

- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

- (5) 応札役務仕様書の審査については、当該仕様書等が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、その内容及び実施体制等が役務の適格な実施に必要な要件を具備しているかを判断するものとし、必要に応じその内容の補正等を指示する場合があります、提出者はこれに応じるものとする。

- (6) 申請書等及び応札役務仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果及び応札役務仕様書等の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格及び応札役務仕様書等の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は原則として令和8年8月31日（月）までに通知する。

- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札役務仕様書等の審査においてその内容等が本件調達役務の実施要件に適合すると認められたものについて

のみ行うことができるものとする。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年8月26日（水）午後4時までに1に掲げる提出先に質問票（別紙様式第2号）により電子メールで提出すること。なお、必要事項を記載した任意様式による質問も可とする。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問提出者の別を問わず全ての質問及び回答を取りまとめ、本書を交付した者に対し、交付書類受領書に記載のアドレスあてに電子メールにて行う。ただし、質問者名は公表しない。

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第5号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封のうえ、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定めた時までに、入札公告の「契約に関する事務を担当する部局等」に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第6号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は入札執行時の指示により落札決定を通知する。

- (6) 本件契約の条項は、別に示す業務委託契約書（案）による。
- (7) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (8) 契約書に記載する契約金額及び毎月の支払金額については、落札した入札書に記載された金額に基づき、契約書別記様式「業務完了報告書」の「報告対象期間」欄に記載された時期に適用される消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。
- (9) 契約締結にあたっては、5により通知を受けた応札役務仕様書の内容を変更することができない。
- (10) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。